

第 11 回 龍郷町農業委員会定例総会 議事録

令和 6 年 11 月 22 日 (金) 第一会議室 9:30～

○ 議題

議 長	(岡山 会長) おはようございます。 本日の出席委員は 9 名中 9 名で定数に達しておりますので会は成立です。 ただいまから、令和 6 年第 11 回龍郷町農業委員会定例会を開催します。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元にお配りした通りです。
≪日程第 1≫	
議 長	(岡山 会長) 議事録署名委員の指名を行います。 本定例会の議事録署名委員は、会議規則第 42 条の規定によって、 5 番 福山道雄委員、及び 6 番 西田栄三郎委員を指名いたします。
≪日程第 2≫	
議 長	(岡山 会長) 諸般の報告を行います。 諸般の報告については、活動記録簿の提出をもって報告とします。なお、 特別に報告が必要な場合は、≪日程第 5≫その他で発言をお願いいたします。
≪日程第 3≫	
議 長	(岡山 会長) 議案第 42 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。 議案第 42 号 1 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。
事 務 局	(満尾 次長) 議案第 42 号の議案書をご覧ください。 非農地証明願いについて 1 議案 1 件です。 非農地証明交付申請の承認について 令和 6 年 11 月 22 日提出

事務局	<p>(満尾 次長)</p> <p>1番 農地の所在、「龍郷町赤尾木字中金久 248 番」、面積「191 m²」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域外」、都計区分「白地」、権利種別「非農地証明」、所有者「〇〇氏 福岡県福岡市〇〇」</p> <p>説明します。</p> <p>申請地は、現在休耕放棄しており、周辺は宅地化し狭小地であるため今後も農地としての利用は不可能であるとして、非農地の証明を願いたいと申請しています。</p> <p>資料として「非農地現況調査意見書」を配布してありますので参考としてください。</p> <p>以上で、議案第 42 号の朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ただ今の説明に関連して、赤尾木地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
3番	<p>(重山 委員)</p> <p>議案第 42 号 1 番「非農地証明について」報告いたします。</p> <p>令和 6 年 11 月 15 日 代理人〇〇氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>申請地は、昭和 30 年頃から不耕作地となっており、現状は宅地化状態で農地性を喪失しています。</p> <p>申請に必要な書類等については、議案に示されています。</p> <p>ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>
5番	<p>(福山 委員)</p> <p>議案第 42 号 1 番について、令和 6 年 11 月 15 日、会長・事務局・協議担当者 2 番 柳委員と福山の 6 名により、協議したことについて、担当福山が報告をいたします。</p> <p>非農地の目的について、周りが宅地で農業機械も進入できない場所で、面積も 19 m²と狭いため非農地として取り扱うことは問題ないと判断しま</p>

	<p>した。信用性について、非農地をすることで何かそのあとに建物が建設される等は考えにくいと判断しました。周辺の農地等の支障の有無について、宅地に囲まれており農地がないことから、協議では支障なしと判断しました。</p> <p>以上を事前協議の結果として報告といたします。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。それでは採決します。</p> <p>議案第 42 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第 42 号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>議案第 43 号 1 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>(満尾 次長)</p> <p>議案第 43 号の議案書をご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 議案 1 件です。</p> <p>農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め</p> <p>る。</p> <p>令和 6 年 11 月 22 日提出</p>
事 務 局	<p>(満尾 次長)</p> <p>1 番 農地の所在、「龍郷町芦徳字芦徳田 144 番」、地目 登記簿・現況ともに「田」、農振区分「農用地区域外」、次に「龍郷町芦徳字芦徳田 153 番」、地目 登記簿・現況ともに「田」、農振区分「農用地区域外」、合計面積「162 m²」、権利種別「有償移転」、譲渡人「〇〇氏 奄美市名瀬〇〇」、譲受人「〇</p>

	<p>〇氏 龍郷町芦徳〇〇」。</p> <p>説明します。</p> <p>申請人は、農地拡大のために農地を取得しようとするもので、営農計画書には牧草・サツマイモを栽培し、年間販売計画は6万円程度の売上を計画しています。</p> <p>なお、ここは6月に譲受人の旦那さん名義で申請し総会にて否決された申請地となっております。</p> <p>以上で、議案第43号1番の朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ただ今の説明に関連して、芦徳地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
5 番	<p>(福山 委員)</p> <p>議案第43号1番について、令和6年11月15日 代理人〇〇氏立会いのもとに議案表示の土地について、現地調査ならびに関係人からの聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏から経営規模拡大のため、農地法の権限に基づく農地の所有権移転をしようとするものであります。</p> <p>許可申請に必要とする添付書類等については、議案に示されています。ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>
2 番	<p>(柳 委員)</p> <p>議案第43号1番について、令和6年11月15日、会長・事務局・協議担当者 5番 福山委員と柳の6名により、協議したことについて、担当柳が報告をいたします。</p> <p>転用目的について、所有権を移転し、牧草やさつまいもを植えることから協議では不相当と判断しました。信用性について、前回も夫名義で申請がありましたが、却下されているにも関わらず再度、妻名義で申請があり、2年前にも申請があったが改善されておらず、さとうきびを植え付けすると申請したが放置されており信用性がないと判断しました。申請用途の確実性について、協議では不確実と判断しました。</p>

		<p>以上で事前協議の結果として報告といたします。</p>
議 長		<p>(岡山 会長)</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。</p>
6 番		<p>(西田 委員)</p> <p>牧草を植え付けるとはどういうことか。牛を飼っているわけではないのに何故牧草を植えるのか疑問。</p>
5 番		<p>(福山 委員)</p> <p>畜産は、やっていない。不思議。</p>
6 番		<p>(西田 委員)</p> <p>事前協議内容はわかったのですが、結論としてはどのように判断したのか。</p>
2 番		<p>(柳 委員)</p> <p>不適當であると判断しています。</p>
議 長		<p>(岡山 会長)</p> <p>他に、質疑ありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。それでは採決します。</p> <p>議案第 43 号 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>挙手なしです。</p> <p>したがって、議案第 43 号 1 番は否決されました。</p>
議 長		<p>(岡山 会長)</p> <p>議案第 44 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>議案第 44 号について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。</p>
事 務 局		<p>(満尾 次長)</p> <p>議案第 44 号の議案書をご覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を</p>

	<p>求める。</p> <p>令和6年11月22日提出</p> <p>当初は1議案3件でしたが1番について、取り下げ願いが提出されたことにより1議案2件となります。</p>
事務局	<p>(満尾 次長)</p> <p>2番 農地の所在、「龍郷町芦徳字一ス浜 352 番 1」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域外」、面積「343 m²」、権利「所有権移転」、譲渡人「〇〇氏 奄美市笠利町〇〇」、譲受人「〇〇氏 龍郷町浦〇〇」、転用目的「一般個人住宅」</p> <p>説明します。</p> <p>申請者は、現在町内の借家に居住しており当該地に、一般住宅を建設するものであります。申請地の周囲は主に宅地・原野に囲まれており、周辺には耕作中の農地はなく転用することで、周辺部農地への影響は少ないものと思われます。</p> <p>以上で議案第44号2番の朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ただ今の説明に関連して、芦徳地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
5番	<p>(福山 委員)</p> <p>議案第44号2番について、令和6年11月15日、〇〇氏立ち合いのもとに聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏から一般住宅建設のため、農地法の権限に基づく農地の転用をしようとするものであります。</p> <p>許可申請に必要とする書類等については、議案に示されています。</p> <p>ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>
2番	<p>(柳 委員)</p> <p>議案第44号2番について、令和6年11月15日、会長・事務局・協議担当者 5番 福山委員と柳の6名により、協議したことについて、担当柳が報告をいたします。</p>

	<p>転用目的・信用性・申請面積・周辺農地等の支障・確実性について、協議では適当であると判断しました。以上で事前協議の結果として報告いたします。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p> <p>ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。それでは採決します。</p> <p>議案第 44 号 2 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第 44 号 2 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、議案第 44 号 3 番について、事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(満尾 次長)</p> <p>3 番 農地の所在、「龍郷町戸口字上天川 1528 番 2」、地目 登記簿・現況ともに「畑」、農振区分「農用地区域外」、面積「482 ㎡」、権利「所有権移転」、譲渡人「〇〇氏 龍郷町戸口〇〇」、譲受人「〇〇氏 龍郷町戸口〇〇」、転用目的「一般個人住宅」</p> <p>説明します。</p> <p>申請者は、現在町内の借家に居住しており当該地に、一般住宅を建設するものであります。申請地は主に山林・原野に囲まれ近隣には宅地が混在しております。今回転用することで、周辺部農地への影響は少ないものと思われます。</p> <p>以上で議案第 44 号 3 番の朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ただ今の説明に関連して、戸口地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

2番	<p>(柳 委員)</p> <p>議案第 44 号 3 番について、令和 6 年 11 月 15 日、〇〇氏立ち合いのもとに聴き取りをいたしましたので報告いたします。</p> <p>譲受人〇〇氏は、譲渡人〇〇氏から一般住宅建設のため、農地法の権限に基づく農地の転用をしようとするものであります。</p> <p>申請面積について過大であるのではないかという指摘があり、農地であるにも関わらず砂利が敷かれていたという現状でした。</p> <p>許可申請に必要とする書類等については、議案に示されています。</p> <p>ご審議くださるようお願い申し上げ報告といたします。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>次に、事前協議の内容及び結果について担当委員から説明をお願いします。</p>
5番	<p>(福山 委員)</p> <p>議案第 44 号 3 番について、令和 6 年 11 月 15 日、会長・事務局・協議担当者 2 番 柳委員と福山の 6 名により、協議したことについて、担当福山が報告をいたします。</p> <p>転用目的について、一般住宅を建築したいということで、申請人は現在近所に居住していることから協議では適当であると判断しました。資力・信用性について、申請人は町田酒造に勤務しており、集落活動にも参加していることから協議では適当であると判断しました。申請面積が妥当であるか、建物面積 66.93 m²に対して転用面積は 482 m²と過大であると言わざるを得ず、建物以外に何を計画しているのか明確にすべきでは、という意見から不適當ではないかと判断しました。周辺の農地等の支障の有無について、被害防除計画より、緑地・緩衝地を設けるということ、転用申請の奥の西側の農地への経路は、北西方向から進入し、農業機械を入れられるということであります。よって、協議では支障なしと判断しました。申請用途に実施する確実性について、協議では確実と判断しました。今回の申請は、転用申請の面積が妥当であるかどうか、皆様に意見をいただきたいと考えます。</p> <p>以上を事前協議の結果として報告といたします。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。</p>

	<p>ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。</p>
事務局	<p>(満尾 次長)</p> <p>補足説明をいたします。現地調査後、新しい計画図面が来ておりますので、皆様にはそれをもって諮っていただきたいと思います。</p>
3番	<p>(重山 委員)</p> <p>西側は農地か。</p>
2番	<p>(柳 委員)</p> <p>農地です。</p>
6番	<p>(西田 委員)</p> <p>疑問に思ったのが、建設費用が坪単価 150 万を超える。この坪単価を超える建築物なのか疑問が残るが、これは事前協議では疑問にあがらなかったか。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>他に、質疑ありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。それでは採決します。</p> <p>議案第 44 号 3 番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第 44 号 3 番は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>議案第 45 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>議案第 45 号は、本日配布しています総括表に記載されているとおり 1 件です。</p> <p>事務局より議案の朗読並び説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(碓山 係長)</p> <p>議案第 45 号の議案書をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の決</p>

	<p>定について意見を求める。</p> <p>令和6年11月22日提出</p> <p>今月の利用権の設定は、賃貸借1件、1筆、1,373㎡です。</p> <p>議案書及び利用権設定明細に、借り人、貸し人、地目等詳細を記載していますので、お目通しください。</p> <p>以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第45号の朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。それでは採決します。</p> <p>議案第45号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第45号は原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
	<p>《日程第4》</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>協議事項に入ります。協議すべきことはありませんか。</p> <p>・なし</p>
	<p>《日程第5》</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>その他について何かございませんか。</p>
事 務 局	<p>(碓山 係長)</p> <p>・誓約書について説明</p>
議 長	<p>(岡山 会長)</p> <p>他に、ございませんか。</p> <p>なければ以上でその他を終わります。</p>
議長	<p>(岡山 会長)</p> <p>これで、本日の日程はすべて終了いたしました。</p>

会議を閉じます。

令和6年第11回龍郷町農業委員会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

閉会 午前10時40分
